

令和3年度における環境物品等調達実績の概要

令和4年6月24日

日本年金機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめたので公表する。

1 令和3年度の経緯

令和2年度に引き続き、令和3年度においてグリーン購入法に基づき環境物品等の調達を推進した。

2 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表のとおり。

3 環境物品等の調達に当たっての配慮

調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。

4 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の物品等の調達に当たっては、調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するよう努めた。

5 当該年度調達実績に関する評価

令和3年度の調達においては、一部の品目において調達方針に定めた調達目標を達成することができなかった。令和4年度以降の調達においては、日本年金機構として国民サービスを低下させない範囲内において、グリーン購入法の趣旨に鑑み、可能な限り環境物品等の調達推進に努めることとする。

〈別表〉

- ・ 令和3年度特定調達品目調達実績取りまとめ表